

3 消安第 6341 号  
令和 4 年 3 月 2 日

## 食品の安全性に関するリスク管理検討会の設置について

農林水産省消費・安全局長

### 1 趣 旨

食品安全に関するリスク管理は、国民の健康の保護を最優先の目的とし、食品の安全に関する問題を未然に防止するために実施するものである。また、食品供給行程の各段階において、科学的知見に基づき、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ必要な措置を講じる必要がある。このため、農林水産省では、平成 17 年 8 月 25 日付けで、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（以下「SOP」という。）を作成したところである。SOPでは、リスク管理の過程において、リスク評価機関、他のリスク管理機関、その他の「関係者」<sup>1</sup>の間で、情報・意見を相互に交換し、必要に応じそれらの情報・意見をリスク管理施策に反映させるためのリスクコミュニケーションを明確に位置付けたところである。

このため、農林水産省がSOPに基づきリスク管理を行う際に、適時適切な「関係者」との意見交換を行う必要があり、「リスク管理検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2 構成員

#### （1）常に参加するメンバー

消費者又は農畜水産物及び食品の生産、加工、流通、販売、外食の各業界の立場から、検討会の場で、技術的な知見を含めて、食品の安全性に関するリスク管理に関連する意見を述べることを選任する。

#### ア 人数

（ア）消費者団体の推薦により、有識者を 3 名選任する。

（イ）農畜水産物及び食品の生産、加工、流通、販売、外食の各業界団体の

---

<sup>1</sup> 「関係者」：危害要因の食品中の存在やリスク管理措置によって影響を受ける全ての者。消費者、生産者、事業者、リスクアナリシスに関わる者、学会など。ステークホルダーともいう。

推薦により、有識者を5名程度選任する。

イ 任期

任期は1年（任命された年度の任命日から当該年度末とする。）とし、毎年度任命する。再任は妨げないが、10年を超える期間継続して任命しない。

ウ 選任方法

消費者団体及び各業界団体に推薦理由を記した推薦状の提出を求め、消費・安全局長が選任する。選任にあたっては、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年閣議決定）別紙3「審議会等の運営に関する指針」2.（委員の選任）審議会委員の選任の基準に準拠する。

（2）案件に応じて参加するメンバー

農畜水産物や食品自体及びその安全性に関する知識・関心を有し、個人の立場から検討会の場で積極的に意見を述べることができる者を、検討会の議題ごとに選定できるよう、知識や関心がある分野を明確にした上で、候補者リストを作成する。

ア 人数

検討会の議題等に応じて出席を要請する候補者の数は、検討会に参加する常に参加するメンバーの数を超えないものとする。

イ 任期

検討会の開催時に、必要に応じて任命し、任期は出席を要請された検討会の開催期間中とする。なお、候補者リストへの掲載期限は設けないが、定期的に意向確認等を行う。

ウ 選考及び選定の方法

農林水産省のウェブサイトを利用して、案件に応じて参加するメンバー候補者の募集を行い、食品安全の考え方（1,200字程度）、科学的な知識を持つ又は関心がある危害要因、知識を持つ又は関心がある農畜水産物・食品やフードチェーンの段階及びこれまでの関連分野における実績等のレポートの提出を求める。提出されたレポートを基に、消費・安全局長が評価を行い、適当な候補者を選考し、候補者のリストを作成し、公表する。

必要に応じて、検討会の議題、候補者の知識・関心、公正性・均衡性等を考慮して、消費・安全局長が適当な候補者を選定し、案件に応じて参加するメンバーとして消費・安全局長が任命する。

(3) リスク管理者

検討会には、毎回、消費・安全局のリスク管理者が出席し、議題に関する説明、メンバーとの意見・情報の交換を行う。必要に応じて、関係府省のリスク管理者にも、検討会への参加を要請する。

(4) リスク評価者

検討会には、リスク評価機関のリスク評価者（委員、専門委員、事務局員等）に検討会への参加を要請する。

3 検討範囲

(1) SOPに基づき行われるリスク管理の手続のうち、以下の段階において必要に応じて「関係者」間で情報・意見を交換する。

ア 危害要因の優先度リストの作成

イ サーベイランス・モニタリング計画の検討

ウ リスク評価方針（リスク評価の過程における科学的な完全性を維持するために、リスク評価の意志決定ポイントにおいてどういう選択肢を選ぶか及びそれをどう使うかを判断するための文書化した方針）の検討

エ リスク管理措置案の評価、選択

(2) 緊急にリスク管理措置を講じなければならない場合等は、必要に応じて情報・意見を交換する。

4 運営

(1) 検討会は、消費・安全局長が招集し、常に参加するメンバーの過半数以上の出席により成立する。なお、やむを得ない事情があり検討会を開催できない場合等には、持ち回りで開催することができる。

(2) 消費・安全局長は、必要に応じて、構成員以外の有識者等に対して、出席を要請することができる。

(3) 検討会を欠席する常に参加するメンバー及び参加を要請された案件に応じて参加するメンバーは、書面により意見を提出することができる。検討会を欠席する場合、原則として代理人を検討会に出席させることは認められない。

(4) 本検討会は事務局が議事を進行する。

- (5) 検討会は原則公開で行うが、リスク管理を的確に実施するために必要となる関連業界の実態及び個別の企業から入手した情報等を検討会において扱う場合は会議を非公開とし、会議資料を非公表とする。
- (6) 検討会で得られた情報・意見をリスク管理の取組に反映させるとともに、リスク管理の手続の透明性を確保するため、発言者を明示した論点のわかる議事概要を作成し、参加者の確認をとった上で公表する。ただし、会議を非公開とした場合には、議事概要の一部を非公表とする。

## 5 事務局

検討会の事務局（庶務）は、消費・安全局食品安全政策課で行う。

## 6 その他

- (1) 検討会に参加したメンバー及び必要に応じて召集した有識者等（公務として出席した国家公務員を除く）には、農林水産省が規定により旅費、謝金を支払う。
- (2) 検討会に参加するメンバー及び必要に応じて召集した有識者からは、検討会で得た非公開の情報を他に漏らさないことについての合意を得ることとする。
- (3) その他検討会の運営等に関し必要な事項は、農林水産省が定める。